

今日の問い

差別をなくし、だれもが対等に暮らせる社会にするには何が必要だろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 法の下での平等

平等權

びょうどうけん
平等権

差別されず等しくあつかわれる権利。

ほうのしたのびょうどう
法の下の平等

すべての国民が法の上で平等
という原則。

もんち
門地

生まれた家柄のこと。

日本国憲法は、すべての人を個人として尊重し、**平等権**を保障している。**第14条**は**法の下**の**平等**を定め、人種・信条・性別・社会的身分・**門地**^{もんち}によって、政治的・経済的・社会的に差別されないとしている。

法の下での平等とは、法律の内容や適用が人によってちがってはならないという意味である。ただし、すべてを同じにあつかうことではない。妊娠中の人や障がいのある人への配慮のように、立場のちがいに応じた**合理的な**区別は認められる。また、かつて刑法には親を殺す罪を特に重く罰する規定があったが、1973年に最高裁判所が法の下での平等に反すると判断し、のちに削除された。

2 共生社会へ

差別をなくす

ぶらくさべつ
部落差別

身分制度の影響が残る、被差別部落の出身などによる差別。

だんじょきょうどうさんかくしゃかいきほんほう
男女共同参画社会基本法

男女が対等に参画する社会をめざす1999年の法律。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

障がいをもととする差別をなくすための法律。

平等を実現するには、原則だけでなく、現実の差別をなくす取り組みが欠かせない。江戸時代の身分制度に由来し、今も結婚や就職などで見られる**部落差別**に対しては、1922年に**全国水平社**が結成されて解放運動が進められ、2016年には部落差別解消推進法が定められた。北海道などに古くから住む**アイヌ民族**は、2019年のアイヌ施策推進法で先住民族と明記された。在日韓国・朝鮮人など外国人への差別も課題で、2016年にはヘイトスピーチ解消法が定められた。

男女平等では、1985年に**男女雇用機会均等法**が制定され、1999年には**男女共同参画社会基本法**が定められた。障がいのある人については、2013年に**障害者差別解消法**が制定され、必要な配慮を行うことが求められている。段差をなくす**バリアフリー**や、はじめからだれもが使いやすい形にする**ユニバーサルデザイン**も広がった。さまざまな人が尊重し合う**共生社会**をめざしている。

対象	おもな法律
アイヌ民族	アイヌ施策推進法
男女	男女共同参画社会基本法
障がいのある人	障害者差別解消法

問いへの答え

憲法第14条は法の下での平等を定め、人種・信条・性別・社会的身分・門地による差別を禁じている。平等権を実現するため、男女雇用機会均等法や障害者差別解消法などが定められ、部落差別やアイヌ民族への差別をなくす取り組みも進められている。バリアフリーなどを通じ、だれもが対等に暮らせる共生社会をめざす。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

